

## 北九州市空家等対策計画(素案)に対する市民意見募集について

### 1 計画策定の目的

本市では、人口減少や高齢化、核家族化等の進行に伴い、今後も空き家の増加が見込まれており、特に、適切に管理されていないまま放置された空家等への早急な対策が求められている。このような状況のなか、平成 26 年 3 月に「北九州市空き家等対策基本指針」を策定し、空家等対策に取り組んできた。

平成 27 年 5 月に「空家等対策特別措置法」（以下「法」という。）が全面施行され、さらなる本市の空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、法に基づく「空家等対策計画」（以下「計画」という。）を策定するもの。

### 2 計画策定の経緯（資料 1）

地域の代表や法務・不動産・建築などの学識経験者により構成する北九州市空き家等対策計画推進協議会を設置。これまで 4 回開催し、計画（素案）を作成。

### 3 協議会での主な意見

#### （1）所有者の意識に関すること

- ・問題意識のない所有者に対する啓発が必要
- ・単身高齢者の施設入所などによる空き家化に関して、早期の意識啓発も必要

#### （2）空家等及び跡地の活用について

- ・空き家バンクの活用やリフォーム・耐震化による流通促進を図ることが必要
- ・空家等対策とともに、除却後の跡地対策も課題
- ・他用途への転用や地域交流の場としての活用などの検討も必要

#### （3）特定空家等への対応について

- ・代執行は極力控え、所有者の責任において除却すべき

#### （4）個々の空家等の状況による対応について

- ・具体的な地域は出せなくても、モデル図等により斜面地等の対策が示すことが必要

#### 4 空家等対策計画（素案）の概要（資料2、3）

##### （1）基本目標 『快適に暮らせる安全で安心な居住環境の実現を図る』

本市では、市民の暮らしの安全・安心を第一に空家等の適切な管理や積極的な活用、除却等による危険な空家等の削減に取り組む。また、地域の実情と今後のまちづくりの方向性をふまえ、空家等の老朽度や立地に応じ、具体的な空家等対策に取り組む。

##### （2）計画期間

平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

##### （3）空家等の状況に応じた対策の基本方針

###### （ア）基本方針

空家等の老朽度と立地状況から、「積極的活用」、「改善・活用」、「予防的管理」、「跡地活用」、「除却・安全管理」の5つに分類を行う。

###### （イ）施策の枠組み

基本方針に基づき、「空家等の適切な管理の促進」、「空家等及び跡地の活用促進」、「特定空家等に対する措置及びその他の対処」、「住民等からの空家等に関する相談への対応」の4つの施策に分類し、空家等対策に取り組む。

##### （4）空家等対策の具体的な取組み

###### （ア）空家等の実態調査

平成26年度に実施した老朽空き家等実態調査の結果を元に、適宜、情報更新を行う。

###### （イ）空家等対策の具体的施策

###### 〔施策①〕 空家等の適切な管理の促進

空家等所有者等への意識啓発 など

###### 〔施策②〕 空家等及び跡地の活用促進

空家の流通促進、空家等・跡地の活用に関する情報提供 など

###### 〔施策③〕 特定空家等に対する措置及びその他の対処

老朽化した空き家の除却促進、法・条例に基づく措置の実行 など

###### 〔施策④〕 住民等からの空家等に関する相談への対応

相談窓口のワンストップ化、関係団体・事業者との連携 など

#### 5 今後のスケジュール

3月24日	常任委員会報告 ・計画（素案）について
4月上旬	パブリックコメントの実施
5月下旬	常任委員会報告、第5回協議会開催 ・パブリックコメントの結果の報告と計画（案）について
6月	公表